

宮 城 県 公 報

令和 8 年 7 月 17 日（金）
定期第 715 号

目 次

告示

- 特定計量器の定期検査の実施（産業立地推進課）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可（都市計画課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（大河原地方振興事務所）

公告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業振興課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁教育企画室）

人事委員会

- 人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 人事委員会の権限（職員の育児休業等に関する規則）の一部委任の一部を改正する告示（同）

宮城県告示第 539 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域		検査受付時間	実施の場所
令和 8 年 9 月 1 日	東松島市	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	東松島市役所本庁 舎駐車場
同 9 月 2 日	東松島市	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	東松島市役所本庁 舎駐車場
同 9 月 15 日	南三陸町	歌津	午前 11 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	南三陸町役場歌津 総合支所
同 9 月 16 日	南三陸町	志津川	午前 11 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	南三陸町役場（マ チドマ）

宮城県告示第 540 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 8 年 7 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所

大崎市鳴子温泉字蓬田 232 番 3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第541号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和 8 年 7 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 組合の名称
 富谷市明石台東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
 富谷市明石台七丁目 1 番地 3
- 3 設立認可の年月日
 平成 31 年 3 月 20 日
- 4 変更認可の年月日
 令和 8 年 7 月 10 日

宮城県告示第542号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 17 日

宮城県大河原地方振興事務所
所 長 高 橋 悟

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 8 年 6 月 27 日	面 川 義 明	角田市岡字深町 67 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	遠 藤 裕 一	角田市稲置字堂下 63 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	遠 藤 信 悦	角田市枝野字長沼 4 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	熊 谷 繁 寿	角田市角田字南 48 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	柄 目 利 徳	角田市横倉字金谷 96 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	安 斎 幸 一	角田市坂津田字池田 42 番地 2	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	星 光 彦	角田市藤田字六角 41 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	秋 葉 修 一	角田市尾山字上日向 24 番地 2	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	齋 藤 一 郎	角田市佐倉字萱場上 72 番地 2	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	馬 場 茂	角田市神次郎字東高野 3 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	日 下 徳 彦	角田市毛萱字万平 10 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	阿 邊 敏 雄	丸森町金山字表小路 42 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	阿 部 正 彦	丸森町大内字町 60 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	長谷部 公 雄	丸森町舘矢間山田字土手添 61 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	井 上 愛	角田市高倉字野竹入 36 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	永 田 眞由美	角田市尾山字山入 94 番地	理 事
令和 8 年 6 月 27 日	武 藤 広 一	角田市毛萱字平吾 1 番地	監 事
令和 8 年 6 月 27 日	佐 藤 武 久	角田市高倉字釜前 127 番地	監 事
令和 8 年 6 月 27 日	荒 川 隆	東京都豊島区千川二丁目 8 番地 4 307	監 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 8 年 6 月 26 日	面 川 義 明	角田市岡字深町 67 番地	理 事
令和 8 年 6 月 26 日	佐 藤 幸 治	丸森町大内字桜田 42 番地	理 事
令和 8 年 6 月 26 日	遠 藤 裕 一	角田市稲置字堂下 63 番地	理 事
令和 8 年 6 月 26 日	柄 目 利 徳	角田市横倉字金谷 96 番地	理 事
令和 8 年 6 月 26 日	熊 谷 繁 寿	角田市角田字南 48 番地	理 事

令和8年6月26日	遠藤 信悦	角田市枝野字長沼4番地	理事
令和8年6月26日	秋葉 修一	角田市尾山字上日向24番地2	理事
令和8年6月26日	星 光彦	角田市藤田字六角41番地	理事
令和8年6月26日	穴戸 良一	角田市坂津田字池田46番地	理事
令和8年6月26日	齋藤 一郎	角田市佐倉字萱場上72番地2	理事
令和8年6月26日	馬場 茂	角田市神次郎字東高野3番地	理事
令和8年6月26日	日下 徳彦	角田市毛萱字万平10番地	理事
令和8年6月26日	森 正之	丸森町小斎字二ノ迫36番地	理事
令和8年6月26日	長谷部 公雄	丸森町舘矢間山田字土手添61番地	理事
令和8年6月26日	永田 眞由美	角田市尾山字山入94番地	理事
令和8年6月26日	井上 愛	角田市高倉字野竹入36番地	理事
令和8年6月26日	星 晋一	角田市枝野字上沼尻55番地1	監事
令和8年6月26日	荒川 隆	東京都豊島区千川二丁目8番地4 307	監事

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 38 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
栗原市栗駒片子沢山王前 37 番 1	田	67
栗原市栗駒片子沢山王前 38 番 1	田	233
栗原市栗駒片子沢山王前 39 番 1	田	83
栗原市栗駒片子沢山王前 40 番 1	田	616
栗原市栗駒片子沢山王前 42 番	田	1, 275
栗原市栗駒片子沢山王前 43 番	田	1, 438
栗原市栗駒片子沢山王前 44 番 1	田	2, 018
栗原市栗駒片子沢山王前 44 番 2	田	71

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第 41 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和 8 年 11 月 30 日	10 年	568 円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限

令和 8 年 8 月 3 日

(2) 意見書の提出先

宮城県農政部農業振興課

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 8 年 7 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
宮城県教育情報ネットワーク（SWAN5）詳細設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 7 月 6 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
N T T 東日本株式会社 東京都新宿区西新宿 3－19－2
- 5 落札金額
31,930,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 8 年 5 月 26 日

人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 17 日

宮城県人事委員会

委員長 佐 藤 達 哉

人事委員会規則 8—7—24

人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮城県条例第 12 号）に基づき、人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間） 第 4 条 〔略〕 (1) 〔略〕 ア～キ 〔略〕 ク 〔略〕 (ア)～(ウ) 〔略〕 (エ) その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間 ケ 〔略〕 (2) 〔略〕	（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間） 第 4 条 〔略〕 (1) 〔略〕 ア～キ 〔略〕 ク 〔略〕 (ア)～(ウ) 〔略〕 (エ) <u>国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間</u> ケ 〔略〕 (2) 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則 8—7 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

人事委員会告示第 9 号

人事委員会は、人事委員会規則 2－2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成 14 年人事委員会告示第 4 号（人事委員会の権限（職員の育児休業等に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和 8 年 7 月 17 日

宮城県人事委員会
委員長 佐藤 達哉

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 規則 8－7 第 4 条第 1 号ク(エ)に規定する人事委員会の定める期間について定めること。 (5) [略] 3 [略]	1 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 規則 8－7 第 4 条第 1 号ク(エ)に規定する <u>人事委員会の定める法人及び</u> 人事委員会の定める期間について定めること。 (5) [略] 3 [略]

4 この告示の効力の発生する日
令和 8 年 7 月 17 日